



# UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型) / (年2回決算型)  
追加型投信 / 海外 / 株式

## 高まる米中の対立と中長期的な投資機会

### ポイント

- 米国と中国の対立が貿易だけではなく技術面や資本市場へと広がりつつあります。**米国は2020年11月に大統領選挙を控えていることから、今後も強硬な方針を取ってくることも想定されます。**
- 米国に上場する中国企業に対して、米国の規制に従わない場合、上場廃止となる法案が可決されました。中国企業は**香港市場への上場などでこの問題に対応可能**と想定されます。
- 中国が香港国家安全法の導入を決定したことで、米国は香港に対する優遇措置の見直しを発表しました。短期的な影響は限定的と想定していますが、**米中の覇権争いは主要なリスクとして今後も注視**していきます。
- 地政学リスクなどで相場が調整する局面は、**相対的に高い競争優位性を有する企業を割安に組み入れる投資機会**と捉え優良銘柄の発掘に注力する方針です。

## 【運用チームの見方】

### 米中対立の広がりについて

- コロナ禍にあって、広範な領域で米中関係が悪化していることから、投資家の不安心理が高まっています。
- これまで繰り返し述べてきたように、米中間の緊張の高まりは長期化が見込まれ、その覇権争いの対象も貿易から技術面、資本市場へと広がりつつあります。加えて、米国では11月に大統領選挙を控えることから、米政権が中国に強硬な姿勢を貫くことは想像に難くありません。



ビン・シー  
【ポートフォリオ・マネジャー】

### 中国企業の米国での上場廃止の可能性について

- この問題は、これまでも度々取り上げられており、『EQUITABLE Act: 米国取引所における上場外国企業の信用形成と透明性の確保のための法案』については昨年も議論されています。

(※同法案は、米国に上場する企業が上場企業会計監査委員会(PCAOB)による監査状況の点検を3年連続で拒んだ場合、当該企業を上場廃止とするもの)

- これは米国上場の中国企業にとってコントロール可能なリスクと見ています。実際に上場廃止となるまでに数年を要することから、中国企業が対応する時間的猶予があるためです。

今後の展開については以下のシナリオが考えられます。

- A) 中国企業の上場廃止: 最悪のシナリオ(それでも多くの米国上場の中国企業にとって影響は限定的と想定)
- 米国の規制に反した場合はコンプライアンス違反で3年後に上場廃止となりますが、それまでに大半の企業は香港市場での上場手続きを終えていると考えられます。
  - 香港市場はそれらの企業の上場によって出来高増加の恩恵を受けられると思われれます。例として、アリババ・グループ・ホールディングは米国での米国預託証券(ADR)とともに、昨年、香港市場に上場していますが、他の中国企業も同様の計画を進めています。

- 米国市場で中国株へのアクセスを失う投資家が生じる可能性がある一方で、香港市場に上場することにより、グローバル投資家の投資機会を維持すると同時に、中国本土からストック・コネクトを利用し、これらの企業に投資できる中国人投資家も新たに生まれることが期待されます。

#### B) 米国上場の中国企業の上場維持: 最良のシナリオ

- この問題が、国家の安全保障の観点よりも情報開示の観点から処理される場合、米証券取引委員会(SEC)と中国証券監督管理委員会(CSRC)の間で、米国上場の中国企業に対する監査手続きで一定の合意がなされる展開が想定されます。

### 全国人民代表大会(全人代)での「香港国家安全法」の導入決定について

- 中国が全人代で、同法案の導入を決定したことを受け、米務省は”香港が中国からの自治を認められた存在とはみなさない”との見解を表明しました。
- それでも、中国にとって、香港の金融センターとしての重要性は変わらないと当運用チームでは見えています。中国企業の米国上場廃止の可能性が報じられる中で、ADRを上場する中国企業の多くが香港上場を目指すと思定され、香港の重要性は一層高まると考えられます。
- スtock・コネクトも中国が金融自由化を進める上で重要な制度であり、外資を取り込む貴重な経路となっていることから、この制度に悪影響を及ぼす事態には至らないと考えています。
- それでも、米中間の通商摩擦と技術を巡る覇権争いが主要なリスク要因であることに変わりなく、慎重に見定める必要があると考えています。
- 投資において、地政学リスクは現実問題として常に想定しておくべきイベントと考えています。しかし長期的には、優良銘柄を割安に投資できる投資機会となってきたことは、歴史が示す通りです。

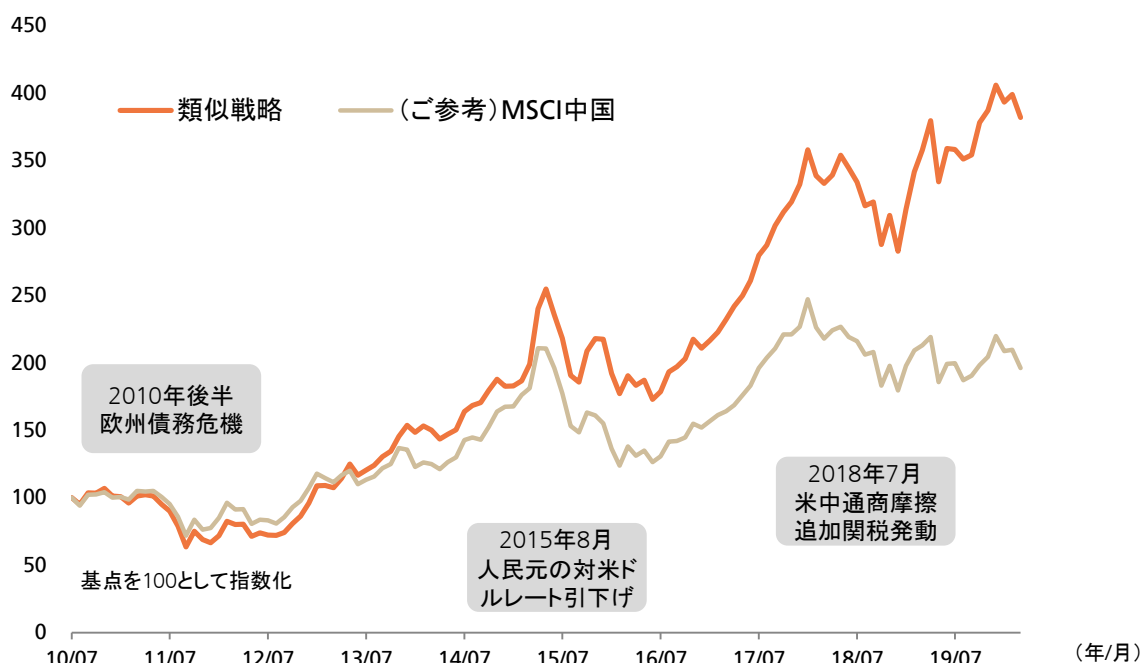
### 今後の運用方針

- 状況を注視しつつマクロリスクに対処し、適切なポートフォリオ運営を継続していく方針です。
- クオリティに優れ、困難な状況への耐性があり、長期的に市場平均や同業他社を上回るパフォーマンスを上げると期待される企業の発掘に引き続き注力します。
- 中国市場の非効率性や超過収益獲得機会を活かし、当運用チームの一貫した手法を堅持することにより、これまでと同様、投資家の皆様のご期待に応えていきたいと考えています。

## 類似戦略の運用実績

- UBS中国新時代株式ファンドと同様の運用を行う類似戦略は、過去にも困難な局面を経験しつつ、設定来で代表的な中国株指数を上回る運用実績となっています(2020年4月末時点)。

【図表①】類似戦略の運用実績(2010年7月末～2020年4月末、円換算ベース)



出所:UBSグループ、リフィニティブ、各種情報より当社作成。類似戦略とは、当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託の全てのシェアクラスを一つにまとめたものを表します。設定来は2010年7月末を基準として表示。上記は当ファンドの運用実績ではありません。参考情報として掲載しています。上記のデータは過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

【図表②】基準価額の推移(2018年2月9日(設定日)～2020年5月29日)

### 年1回決算型



### 年2回決算型



出所:リフィニティブ、各種情報より当社作成。基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

## ファンドの特色

1

中国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(預託証券等を含みます。)を主な投資対象とします。
- 中国A株への投資は、ストックコネクト※1またはQFII/RQFII※2等を通じて行う場合があります。
- 原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※1 スtockコネクトとは、中国本土の証券取引所と中国本土外の証券取引所の相互間で行われる株式の取引制度です。  
 ※2 QFII/RQFIIとは、中国証券監督管理委員会(CSRC)が認めた適格国外機関投資家に対して一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

2

構造的な成長が期待されるセクターの中で、相対的に高い競争優位性を有する企業を選別し、投資を行います。

- 中長期的な観点から構造的な成長が期待されるセクターに注目し、中でも製品、サービス、人材、ブランドなどへの充実した投資やイノベーションの追求によって競争優位性を高め、セクター全体と比較して高い成長が期待できる銘柄を選別して投資を行います。

3

決算頻度の異なる2ファンドからお選びいただけます。

- 「年1回決算型」と「年2回決算型」があります。

[年1回決算型] 決算日:毎年原則2月25日(休業日の場合は翌営業日)

[年2回決算型] 決算日:毎年原則2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)

- 原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

4

UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- 当ファンドが投資を行うUBS(Lux)エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)の運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■株式の価格変動リスク

#### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### ・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります、基準価額に影響を与える要因となります。

### ■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

### ■為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

### ■中国A株投資に関するリスク

中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国A株投資では、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。

当ファンドの投資先ファンドにおいて、ストックコネクトまたはQFII/RQFIIを通じて中国A株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた中国A株投資では、取引執行、決済等に関する条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じて取得した株式は現地保管機関等により保管されますが、当該株式にかかる権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなり、権利行使が制限される可能性があること、当該株式は現地の投資家補償基金や中国証券投資家保護基金の保護の対象ではないこと等のリスクがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。加えて、ストックコネクトは新しい制度であり、今後更なる規制が課される可能性があります。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### [指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

### [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)以内</b> で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <b>年率1.903%(税抜年率1.73%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)	
		委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価	
		販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
		受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価	
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき(年1回決算型)においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。	
		投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率2.083%程度</b>
		その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき(年1回決算型)においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用			
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料		
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用		
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	2018年2月9日から2028年2月25日まで ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後（2019年2月9日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[年1回決算型] 原則として毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日） [年2回決算型] 原則として毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	[年1回決算型] 毎決算時（毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能） [年2回決算型] 毎決算時（毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

販売会社

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○			○
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2020. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。